

平成30年 第2回美瑛町農業委員会総会議事録

1 会議名	平成30年第2回美瑛町農業委員会総会議案			
2 会議の日時	平成30年3月5日午前9時54分～午前10時44分			
3 会議の場所	役場4階 委員会室			
4 会議の出席委員 (15名)	1 番	森 平 敏 文	2 番	古 川 勝 義
	3 番	谷 本 憲 一	4 番	上 村 昌 規
	5 番	佐 藤 千 代 志	6 番	鈴 木 義 満
	7 番	打 田 佳 史	8 番	福 家 敏 春
	9 番	平 間 初 美	10 番	浦 島 規 生
	11 番	荒 川 博 彦	12 番	斉 藤 幸 一
	13 番	谷 口 学	14 番	只 野 透
	15 番	川 崎 章 道		
5 欠席委員 (名)				
6 議事日程				
日程第1	総会会期の決定について			
日程第2	議事録署名委員の指名について			
日程第3	諸般の報告について			
日程第4 報告第1号	農地の賃貸借情報の提供について			
日程第5 議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について			
日程第6 議案第2号	農用地利用集積計画(案)について (平成30年3月8日公告予定分)			
日程第7 議案第3号	農地等の利用の最適化の推進に関する指針(案)について			
日程第8 議案第4号	農業委員の辞任について			
7 事務局	事務局長 川 合 実智代 係長 佐 藤 文 紀 主任 石 橋 明 奈			

開 会 宣 告

- 事務局長 ただいまから平成30年第2回美瑛町農業委員会総会を開会いたします。
- 本日の会議の出席委員は15名で、会議規則第7条の規定による過半数を満たしており、本総会が成立していることをご報告いたします。
- これより、町民憲章の朗唱を行います。ご起立願います。
- 美瑛町町民憲章。私たちは美瑛町の町民であることに誇りと責任を感じ、この憲章を掲げてその実践に努めましょう。
- 一つ、心のからだもすこやかにりっぱにつとめをはたしましょう。
- 一つ、互いにむつみ話し合い、楽しい家庭をつくりましょう。
- 一つ、きまりを守り助けあい、明るい社会をつくりましょう。
- 一つ、自然を愛し文化をたかめ、豊かな郷土をつくりましょう。
- 事務局長 開会にあたり、会長よりご挨拶を申し上げます。
- 川崎会長 はい。皆さんおはようございます。平成30年第2回の農業委員会総会に全員の参加をいただきましてありがとうございます。
- 毎回、冒頭には、その時の時候の挨拶をしますが、3月2日の日の猛吹雪、多分この中にも、帰宅困難な方がおられたのかなと思います。またそれが過ぎますと、昨日はあの暖冬と雨ということで、路面はテカテカつるつるですから、本当に車にも注意して、運転をしていただければ、そんなふう思うところでございます。
- 先日、三町の研修会には、北海道農業会議の佐久間さんがみえてお話ししていただきましたので、農業委員会情勢等については省かせていただきます。
- また、最後の議案協議の中で、鈴木委員の辞職という案件が出ます。また委員協議会でも話させていただけますけれども、鈴木君には1期1年間本当にありがとうございました。どうか、農業離れても、(農業の)経験を生かして頑張っていたきたいと強く思うところであります。そんなことで最後まで、よろしくご審議をお願いします。
- あと、午後から年金協議会の総会もありますので、ぜひご出席をいただければと思います。大変ありがとうございます。よろしくをお願いします。
- 事務局長 それでは会議規則第4条の規定により、議事の進行は川崎会長にお願いいたします。
- 議 長 これより、会議を開きます。本日の議事日程は、印刷物の配布のとおりです。

- 議長 日程第1、総会会期の決定についての件を議題とします。本総会の会期は、本日1日限りにしたいと思います。ご異議ありませんか。

【なしの声】

- 議長 異議なしと認めます。本日の総会の会期は、1日限りにいたしました。

- 議長 日程第2、議事録署名議員の指名を行います。議事録署名委員は、会議規則第14条第2項の規定により、1番、森平委員、8番、福家委員を指名いたします。

- 議長 日程第3、諸般の報告を行います。事務局から報告をお願いします。

- 事務局長 諸般の報告をいたします。
1番、1月25日、平成30年第1回美瑛町農業委員会総会を開催し、会長外14委員が出席しております。
2番、同じく25日、収入保険説明会を開催し、会長外14委員が出席しております。
3番、1月29日、建設業協会新年交礼会が開催され、会長が出席しております。
4番、2月3日から4日、2018フィーリングチャンスinびえい冬を開催し、会長外1委員が出席しております。
5番、2月14日から15日、管内農業委員会連合会会長・職務代理者・事務局長研修会が名寄市で開催され、会長職務代理者が出席しております。
6番、2月24日、建設業協会50周年記念式典が開催され、会長が出席しております。
7番、2月27日、三町農業委員会合同研修会が東川町で開催され、会長外11委員が出席しております。
8番、3月1日から2日、美瑛町議会第1回定例会が開催され、会長が出席しております。
9番、3月3日、第70回農民連盟定期総会が開催され、会長が出席しております。以上です。

- 議長 長 これで、諸般の報告を終わります。

- 議長 長 日程第4、報告第1号、農地の賃貸借情報の提供について、事務局から報告をお願いします。

- 事務局 報告第1号、農地の賃貸借情報の提供について。
農地法第52条による、平成29年1月から12月における農地の賃貸借情報の提供について、次のとおり報告します。

田 17 件、平均額 5,848 円、最高額 11,175 円、最低額 3,000 円。畑 35 件、平均額 3,970 円、最高額 7,000 円、最低額 1,432 円でした。

平成 21 年度までは農地法において標準小作料を定めることとされており、本会でも設定しておりましたが、平成 21 年度農地法改正により標準小作料制度は廃止され、新たに農地の賃貸借情報公開を公表することとなっております。

なお、本情報は、農用地利用集積計画から作成しており、農地法第 3 条による賃貸料は、資料として用いておりません。その理由としては、農地法第 3 条は相対の取引のため、小作料が安価に設定されることが多いためです。

以上で説明を終わります。

○議 長 ただいまの報告第 1 号について、発言のある方は挙手願います。

【なしの声】

○議 長 発言がないようですので、以上で報告第 1 号を終わります。

○議 長 日程第 5、議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、所有権移転の件を議題とします。
議案第 1 号、番号 1 番について、事務局から説明をお願いします。

○事務局 議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、所有権移転。
農地法第 3 条の規定による農地の所有権移転申請のあった、譲渡人 ○○○○さん、譲受人 ●●●●さん他 2 件の許可の可否について審議を求めるものです。
案件説明の前にご報告させていただきます。今後お諮りする案件全 3 件は、農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないため、要件を全て満たしていると思われまます。機械、労働力、技術、通作距離などを見ても問題ないこと。農業委員会が定める別段面積を超えていることから、要件を満たしていることを申し添えます。
番号 1 番、土地の表示字名、字□□□□、地番△△△△一△△、面積△△㎡につきましては、譲渡人 ○○○○さんから譲受人 ●●●●さんへの売買による所有権移転申請です。
申請箇所は、J R 美瑛駅から南西に約△△kmの箇所で、権利移転の理由は、譲渡人は譲受人所有地の間に当該農地が入り組んでいるため、当該農地の整理と処分のため譲受人に売買したい。譲受人は上記理由につき承認願いますとのこと。価格は△, △△△円で、10 a 当たり△△△, △△△円です。詳細につきましては、議案 2 頁をご確認ください。

○議 長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員であります××委員から補足説明をお願いします。

○××委員 ただいま事務局から説明があったとおりでございます。ちょうど、この土地が入り組んでいるということで、説明のとおり何ら問題はないのかなというふうに考えております。
どうぞよろしくご審議のほど、お願いしたいというふうに思います。

○議 長 続いて、番号2番について、事務局から説明をお願いします。番号2番、土地の表示字名、字□□□□、地番△△△△、面積△△△㎡につきましては、譲渡人 ○○○○さんから譲受人 ●●●●さんへの売買による所有権移転申請です。申請箇所はJR美瑛駅から北に約△△kmの箇所で、権利移転の理由は、譲渡人は当該農地処分のため譲受人に売買したい。譲受人は上記理由につき承認願いますとのことです。価格は△△、△△△円で10a当たり△△△、△△△円です。詳細につきましては、議案3頁をご確認ください。

○議 長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員であります××委員からの補足説明をお願いします。

○××委員 譲渡人の○○さんは、□□地区に住んでおりましたが、□□市に移転することに伴い、残りの土地だった田んぼを隣の●●●●さんに譲渡するというので、話が決まりました。●●●●さんは、地域でも模範となる経営をされておりますので、より良い土地の利用をされると思います。よろしくお願いたします。

○議 長 続いて、番号3番について事務局から説明をお願いします。

○事務局 番号3番、土地の表示字名、字□□□□、地番△△△-△外△△筆、計△△、△△△㎡につきましては、譲渡人 ○○○○さんから譲受人 ●●●●さんへの売買による所有権移転申請です。

申請箇所は、JR美瑛駅から南東に約△kmの箇所で、権利移転の理由は、譲渡人は粗飼料生産の一部を譲受人に託すため、現耕作地の一部を売却したい。譲受人は粗飼料耕作地を取得して、生産販売に特化したいとのことです。価格は△、△△△、△△△円で10a当たり△△、△△△円です。詳細につきましては、議案4頁をご確認ください。

○議 長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員であります、××委員から補足説明をお願いいたします。

○××委員 ただいま事務局で説明があったとおりでございます。ご存知

のように〇〇さん、大規模な酪農家であります。また、譲受人も日頃より一生懸命働いております。何ら問題がないと思っておりますので、審議のほどよろしくお願いいたします。

- 議 長 これより、議案第1号、番号1番から3番について、一括して質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。ありませんか。

【なしの声】

- 議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

- 議 長 それでは採決いたします。議案第1号、番号1番から番号3番について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

【全員挙手】

- 議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。

- 議 長 日程第6、議案第2号、農用地利用集積計画(案)について、平成30年3月8日公告予定分の件を議題とし、議案第2号、番号1番から番号8番までの件は、一括して審議いたしますので、事務局の説明をお願いします。

- 事務局 議案第2号、農用地利用集積計画(案)について、平成30年第2回平成30年3月8日公告予定分。〇〇〇〇さん外7件から利用権の設定等、所有権の移転5件、賃貸借3件について申し出がありましたので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(案)について、審議をお願いいたします。

番号1番、字□□□□ 〇〇〇〇さんから、同じく□□□□ ●●●●さんへの売買、田△筆、畑△△筆、採草放牧地△△筆、計△△△、△△△㎡。売買価格は△△、△△△、△△△円で、10a当たり田、畑、採草放牧地ともに△△、△△△円です。こちらは、親子間での売買となります。経営を分離し、将来的に●●●●さんが代表である□□□□へ貸し付けを行う予定です。

続いて、番号2番及び3番は、字□□□□ 〇〇〇〇さんの離農による農地処分です。

番号2番、字□□□□ ●●●●さんへの売買、田△△筆△△、△△△㎡。売買価格は△、△△△、△△△円で、10a当たり△△△、△△△円です。

番号3番、字□□□□ ●●●●さんへの売買、田△筆、畑△筆、計△△、△△△㎡。売買価格は△、△△△、△△△円で、10a当たり△△△、△△△円、畑△△、△△△円です。

番号4番から6番につきましては、□□□□ 〇〇〇〇さん

の離農による農地処分です。

番号4番、字□□□□ ●●●●さんへの売買、田△筆、畑△筆、計△△, △△△m²。売買価格は、△, △△△, △△△円で10a当たり△△△, △△△円、畑△△△, △△△円です。

番号5番、字□□□□ ●●●●さんへの売買、田△筆、△, △△△m²。売買価格は△, △△△, △△△円で、10a当たり△△△, △△△円です。

番号6番、字□□□□ ●●●●さんへの賃貸借。田△筆、△△, △△△m²。賃借料は△△, △△△円で、10a当たり△, △△△円です。こちらは平成30年度保有合理化事業参加予定となっております、賃貸借期間は1年間としております。

番号7番及び8番は、前回総会において買い入れの審議をいただいた案件で、所有権移転の手続が完了しましたので、保有合理化事業担い手支援5年タイプにより、売り渡し予定者への賃貸借を開始するものです。

番号7番、○○○○から字□□□□ ●●●●への賃貸借。田△筆、畑△△筆、計△△△, △△△m²。賃借料は△△△, △△△円で、10a当たり田△, △△△円、畑△, △△△円です。こちらは××××さんからの買い入れ分です。

番号8番、○○○○から字□□□□ ●●●●さんへの賃貸借、田△筆、△△, △△△△m²。賃借料は△△△, △△△円で、10a当たり△, △△△円です。こちらは××××さんからの買い入れ分です。なお、●●さんは新規就農のため、資料として地域からの推薦書と5カ年計画を添付しております。

以上、設定を受ける者△件、△名、△法人、設定をする者△件△名、△法人、田△△筆、△△△, △△△m²。畑△△筆、△△△, △△△m²。採草放牧地、△△筆△△, △△△m²。計△△△筆△△△, △△△m²です。

以上で説明を終わります。

- 議 長 これより、議案第2号、番号1番から番号8番までの件について、質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。何かありませんか。よろしいですか。

【なしの声】

- 議 長 それでは、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

- 議 長 それでは採決いたします。議案第2号、番号1番から番号8番について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

- 議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。

- 議 長 日程第7、議案第3号、農地等の利用の最適化の推進に関する

る指針（案）についての件を、議題とします。事務局から報告をお願いします。

○事務局 議案第3号、農地等の利用の最適化の推進に係る指針（案）について。

農業委員会等に関する法律第7条第1項に基づき、美瑛町農業委員会の農地等の利用の最適化の推進に関する指針（案）について、別紙のとおり定めたので、審議を求めるものです。

ご審議いただく前に、指針作成の概要についてご説明させていただきます。

平成28年4月1日に農業委員会等に関する法律の改正法が施行され、農業委員会において農地等の利用の最適化の推進が、必須業務として明確に位置づけられました。あわせて同法第7条において、農地等の利用の最適化の推進の方法に指針を定めるよう努めなければならないとされました。

指針の作成については努力義務ですが、農地利用最適化交付金を申請する委員会は、平成29年度内に指針を策定することは必須要件となりました。このことから、美瑛町農業委員会においても議案3号別紙のとおり指針（案）を作成しております。

それでは、指針の内容についてご説明いたします。まず、指針策定にあたっての考え方ですが、今回策定した指針（案）は北海道農業会議を作成した農地等の利用の最適化の指針に関する参考例をもとに、美瑛町農業の現状を勘案し作成し、平成32年3月を目標とし、数値等を設定しているものです。

なおこの指針につきましては、農業委員の任期期間の3年ごとに検証見直しを行っていきます。次に2ページ目以降の各項目の数値目標についてですが、1の遊休農地の解消目標については、美瑛町の遊休農地面積は現在0haであることから、今後も農地利用状況調査等の実施を行い、遊休農地の発生防止に努めることとしております。

続きまして2の担い手への農地集積、農地利用集積目標についてですが、美瑛町も集積率は現在98.2%であり、美瑛町における農業経営基盤強化促進基本構想の目標数値95%を上回っていることから、現状維持を目指すこととしております。

続きまして3の新規参入の促進目標についてですが、美瑛町における現在の新規参入者数は47経営体、取得面積436haとなっております。過去5年間の新規参入者数や取得面積をもとに目標数値を設定し、新規参入者数55経営体と取得面積447haとしております。

事務局から説明は以上のとおりです。ご審議のほどよろしくお願いいいたします。

○議長 長 これより、議案第3号について質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。ありませんか。

【なしの声】

- 議 長 それでは、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
- 議 長 それでは、採決いたします。議案第3号について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。
- 【全員挙手】**
- 議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。
- 議 長 日程第8、議案第4号、農業委員の辞任について、の件を議題とします。議案第4号については、農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限の規定により、6番、鈴木委員の退席をお願いいたします。
- 議 長 これより、議案第4号について質疑に入ります。事務局から説明をお願いします。
- 事務局 議案第4号、農業委員の辞任について。
農業委員の辞任の申し出があったため、農業委員会等に関する法律第13条の規定に基づき同意を求めます。辞任を申し出た委員、鈴木義満委員、議席番号6番。辞任を申し出た日、平成30年2月5日、辞任理由については、一身上の都合によりとのことです。今総会で同意が得られた際の後任委員選任までのスケジュールは、後ほど委員協議会の中で説明させていただきます。
- 議 長 これより、議案第4号について質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。
- 【なしの声】**
- 議 長 これで質疑を終わります。
- 議 長 それでは採決いたします。議案第4号について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。
- 【全員挙手】**
- 議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。鈴木委員の入場を認めます。
- 【鈴木委員入場】**
- 鈴木委員にお知らせいたします。本件は、原案どおり決定されましたことをお知らせいたします。ご苦労様でした。

以上で、本日の議案の審議並びに報告事項は全て終了いたしました。以上をもちまして、平成30年第2回、美瑛町農業委員会総会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

この議事内容は、重複した言葉づかいや明らかな言い直しがあったもの等を整理した上で、総会の顛末として相違ないことを証するため、下記、署名捺印する。

平成30年 3月30日

美瑛町農業委員会長

川崎 章道 ⑩

美瑛町農業委員

森平 敏文 ⑩

美瑛町農業委員

福家 敏春 ⑩